

野田市建設工事等に係る委託業務の低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、野田市が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務(以下「建設工事等委託業務」という。)において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「同令」という。)第167条の10第1項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定による「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否か、又は同令第167条の10の2第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定による「落札者となるべき者の当該申込に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否かを判断するための調査(以下「低入札価格調査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領による対象は、予定価格が500万円以上となる建設工事等委託業務とする。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を実施する基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、建設工事等委託業務の種類に応じて予定価格の設定者が契約ごとに定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

- (1) 予定価格の設定者が契約ごとに定める割合は、対象とする建設工事等委託業務の予定価格算出の基礎となった別表の業務ごとの各費用(以下「算定項目」という。)に当該算定項目ごとに定める割合を乗じて得た額の合計額を、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額で除して得た割合とする(小数点以下第2位未満は切り捨てるものとする。)。ただし、地質調査業務に係る契約の当該割合が、100分の85を超える場合は100分の85に、3分の2に満たない場合は3分の2とし、地質調査業務以外に係る契約の当該割合が、100分の80を超える場合は100分の80に、100分の60に満たない場合は100分の60とする。なお、この場合における算定項目に含まれる費用は、別表に掲げるものとする。
- (2) 契約の性質上、前号の規定により難しいものについては、前号に規定する算出方法にかかわらず、100分の80の割合とする。

(失格判定基準)

第4条 調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者で、次の各号の額(以下「失格判定基準」という。)を下回る額で入札をした者は失格とする。

- (1) 別表の算定項目に当該算定項目ごとに定める割合を乗じて得た額の合計額。この場合における算定項目に含まれる費用は、別表に掲げるものとする。

(2) 契約の性質上、前号の規定により難しいものについては、前号に規定する算出方法にかかわらず、予定価格に100分の65の割合を乗じて得た額。

(予定価格を記載した書面への調査基準価格の記載)

第5条 予定価格の設定者は、予定価格を記載した書面に調査基準価格を「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに当該調査基準価格に105分の100を乗じて得た額を「消費税を除く調査基準価格 〇〇円」と記載するものとする。

(入札者への周知)

第6条 低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、市長は一般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知に次の内容を明記し、入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査における調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、事後の事情聴取等の調査に協力すること。調査に協力をしない者は、入札を無効とすること。
- (4) 最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施のうえ後日それを決定すること及び入札者に対してその決定を通知すること。
- (5) 第4条に規定する失格判定基準を下回った者は、失格とすること。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、調査基準価格を下回りかつ失格判定基準以上の入札をした者（以下「調査対象者」という。）があった場合は、入札の執行者は落札者の決定について保留を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、その入札を終了する。

(調査の実施)

第8条 市長は、前項の規定により入札を保留した場合は、調査対象者に対して期日を定めて、低入札価格調査報告書を作成し提出するよう求め、必要があると認めるときは事情聴取等の調査を行い、その結果を低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）に提出し意見を求めなければならない。

2 調査対象者が、低入札価格調査報告書を指定した期日までに提出しない場合は、低入札価格調査を実施せず、調査対象者の入札を無効とする。

(委員会の審査)

第9条 委員会は、市長から前条の意見を求められたときは、必要な審査を行い、意見を述べるものとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、調査報告書等の内容に即して調査対象者の意思の確認等の事情聴取を行うことができる。なお、事情聴取は入札の責任者から行うものとする。

(落札者の決定)

第10条 市長は、委員会の意見に基づき、調査対象者の入札額により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、調査対象者を落札者としたことについて、全ての入札参加者に通知するものとする。

2 市長は、委員会の意見に基づき、調査対象者の入札額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で入札をしたほかの者のうち、最低の入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。この場合は、調査対象者を落札者とはせず、次順位者を落札者としたことを、全ての入札参加者に通知するものとする。なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、前3条以降と同様の手続を行う。

(契約保証の率)

第11条 低入札価格調査の結果、調査対象者が落札者となり、契約を締結しようとする場合は、当該契約にかかる契約保証の額は、契約金額の10分の3以上の額とする。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証契約の締結を行い、或いは公共工事履行保証証券による保証を付した場合は契約保証金の納付を免除する。

附則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

別表

業種区分	算定項目	調査基準価格 の算定割合	失格基準の 算定割合	算定項目に 含まれる費用	
測量業務	直接測量費	100分の100	100分の80	直接測量費	
	測量調査費	100分の100	100分の80	測量調査費	
	諸経費	100分の40	100分の40	間接測量費、一般管理費等	
建築関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費	100分の100	100分の80	直接人件費	
	特別経費	100分の100	100分の80	特別経費、特別料加算額、 加算業務	
	技術料等経費	100分の60	100分の60	技術料等経費	
	諸経費	100分の60	100分の60	直接経費、間接経費	
土木関係の建 設コンサルタ ント業務	新しい積算	直接人件費	100分の100	100分の80	直接人件費
		直接経費	100分の100	100分の80	直接経費積上計上
		その他原価	100分の90	100分の90	直接経费率計上等
		一般管理費等	100分の30	100分の30	一般管理費等
	現行の積算	直接人件費	100分の100	100分の80	直接人件費
		直接経費	100分の100	100分の80	直接経費
		技術経費	100分の60	100分の60	技術経費
		諸経費	100分の60	100分の60	業務管理費、一般管理費等
補償関係コンサル タント業務	直接人件費	100分の100	100分の80	直接人件費	
	直接経費	100分の100	100分の80	直接経費	
	その他原価	100分の90	100分の90	直接経费率計上等	
	一般管理費等	100分の30	100分の30	一般管理費等	
地質調査業務	直接調査費	100分の100	100分の80	直接調査費	
	間接経費	100分の90	100分の80	間接調査費	
	解析等調査業 務費	100分の75	100分の75	解析等調査業務費	
	諸経費	100分の40	100分の40	諸経費	